宝塚市告示第176号

特定生産緑地（宝塚市）の指定解除の取消

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づく令和8年(2026年)7月17日付けの特定生産緑地の指定の解除について、次のとおり職権により取り消したので公示する。

令和8年（2026年）10月16日

宝塚市長　森　臨太郎

1　今回、指定解除を取り消した特定生産緑地の概要

名　称	位　置	解除を取り消した特定生産緑地の面積
口谷西11　生産緑地地区	口谷西3丁目 地内	約　560 ㎡
口谷西4　生産緑地地区	口谷西2丁目 地内	約　911 ㎡
合　計　2地区		約　1,471 ㎡
		約　0.15 ha

「区域は指定図表示のとおり」

2　備考

本取消処分の効力は、令和8年(2026年)7月17日に遡及して発生する。